

長久手市もえるごみ及びプラスチック製容器包装収集運搬業務委託（②・③地区） 実施要領

長久手市もえるごみ及びプラスチック製容器包装収集運搬業務委託（②・③地区）の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

本プロポーザルは、長久手市（以下「市」という。）が受託者に委託する「長久手市もえるごみ及びプラスチック製容器包装収集運搬業務委託（②・③地区）」（以下「本業務」という。）について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施能力等の審査を公募型プロポーザルにより行い、本業務の遂行に最も適格と判断される事業者を選定するために行う。

第2 業務概要

1 業務名

長久手市もえるごみ及びプラスチック製容器包装収集運搬業務委託（②・③地区）

2 業務内容

別添1 長久手市もえるごみ及びプラスチック製容器包装収集運搬業務委託（②・③地区）仕様書のとおり

3 履行期間

令和8年7月1日から令和13年6月30日まで

4 予算概要等

本業務に係る予算は417,098,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）と予定していることから、業務委託料の積算にあつては、予算の範囲内とすること。

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 令和8年度 | 62,597,000円 |
| (2) 令和9年度 | 83,412,000円 |
| (3) 令和10年度 | 83,412,000円 |
| (4) 令和11年度 | 83,412,000円 |
| (5) 令和12年度 | 83,412,000円 |
| (6) 令和13年度 | 20,853,000円 |

ただし、本業務に係る予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行わないこととする。また、予算案の減額があった場合には、仕様書を変更することがある。なお、このことにより、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあつても、市はその損害について一切負担しない。

第3 契約担当部局

〒480-1196

長久手市岩作城の内60番地1

長久手市くらし文化部環境課ごみ減量推進係

電話 0561-56-0612

FAX 0561-63-2100

e-mail kankyo@nagakute.aichi.jp

第4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、参加表明書提出時において次の要件を全て満たした者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 長久手市入札参加資格において長久手市入札参加資格者名簿（03-01建物等各種施設管理）に登載されている者であること。
- (3) 「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月25日付け長久手市長・長久手市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (4) 長久手市指名停止取扱要領に基づく指名停止措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (7) 過去10年間（平成27年度以降）において、本市又は他自治体において、本業務と類似した業務の元請として受託実績を有する者であること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 事業者概要書（様式2）

ウ 業務実績確認書（様式3）

(2) 提出期限 令和7年8月18日（月）午後5時まで

- (3) 提出場所 第3に同じ
- (4) 提出方法 持参に限る。
(郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。)
- (5) 書類作成時の留意事項
 - ア 事業者概要書(様式2)には、会社概要等がわかるパンフレット等がある場合は添付すること。
 - イ 業務実績確認書(様式3)には、契約書等の受注実績のわかる資料の写しを添付すること。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

市は第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和7年8月22日(金)までに次に掲げる事項を記載した確認結果確認通知書を通知する。併せて、参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求める旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意)により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和7年9月1日(月)までの休日を除く、午前8時30分から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参に限る。

(郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。)

(3) (2)の説明を求められたとき、市は、令和7年9月8日(月)までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 説明会

説明会は実施しない。

第7 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者(以下「企画提案者」という。)は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

別添1 長久手市もえるごみ及びプラスチック製容器包装収集運搬業務委託(②・③地区)仕様書に基づき、記載すること。ただし、次の事項については、必ず提案すること。

- (1) ごみの散乱の清掃、不適切に排出されたごみへの対応、ごみの減量化等、

本業務においては課題が山積している。以下の３点についてその対策を明記すること。

ア 収集運搬業務の効率化について提案すること。

イ ごみの減量化を図るためにしうる方策についての提案すること。

ウ その他、課題の解決に資する企画提案

2 提出書類

企画提案書は、次の定めるところにより提出すること。

なお、(2)事業者概要書（様式２）及び(3)業務実績確認書（様式３）については、参加表明時に提出したものと同一ものとする。

- (1) 企画提案書（任意様式）：原本１部、写し６部
- (2) 事業者概要書（様式２）：原本１部、写し６部
- (3) 業務実績確認書（様式３）：原本１部、写し６部
- (4) 配置予定技術者実績及び業務実施体制確認書（様式４）：原本１部、写し６部
- (5) 見積書（任意様式）：原本１部
- (6) その他必要な書類：原本１部、写し６部

3 作成上の注意事項

- (1) 企画提案書の様式規格はＡ４規格・縦（Ａ３規格の折込可）とし、１４ページ以内で文字サイズは１１ポイント以上とし、団体名・ロゴ等参加者が特定できるような情報を表示しないこと。
- (2) 内容については、以下の項目についての提案内容を記載すること。
 - ア 事業者の状況、業務の実績
 - イ 運営体制及び実施計画
車両配備計画、安定的かつ着実な業務の継続、交通安全対策、人員配置計画及び連絡体制
 - ウ 企画提案
- (3) 提出書類は２穴綴じの簡易な閉じ方とし、留め金具やプラスチックは使用しないこと。
- (4) 見積書の金額は、経費ごとに金額の明細を記載し、消費税等を含んだ金額とすること。

4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和７年９月１２日（金）午後５時まで
- (2) 提出場所 第３に同じ。
- (3) 提出方法 持参に限る。
（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

5 辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式５）を提出すること。

6 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、長久手市情報公開条例（平成13年長久手市条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第8 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり提出すること。
 - ア 提出書類 質問書（様式6）
 - イ 提出期間 令和7年8月4日（月）までの休日を除く、午前8時30分から午後5時まで
 - ウ 提出場所 第3に同じ。
 - エ 提出方法 電話連絡の上、電子メールにより提出すること。
- (2) 質問の回答は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。また、併せて、長久手市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第9 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第10 企画提案の審査方法及び評価基準

1 選定委員会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、長久手市もえるごみ及びプラスチック製容器包装収集運搬業務委託（②・③地区）プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 プレゼンテーション等の実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

- ア 1 者ずつの呼び込み方式とし、1 者の持ち時間は説明 20 分、質疑 10 分の計 30 分とする。
- イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて 2 名までとする。
- エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日時及び場所

令和 7 年 9 月 19 日（金）を予定。なお、実施する時間・場所等の詳細は、別途通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、審査項目について、別添 2 で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

4 受託候補者の特定

- (1) 審査は、長久手市もえるごみ及びプラスチック製容器包装収集運搬業務委託（②・③地区）プロポーザル選定委員会で行う。審査方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーションについて予め定めた評価基準及び配点に基づいて評価を行う。
- (2) 委員ごとに、各企画提案者に対して付けた評価点の合計を算出することで、全企画提案者に採点順位を付け、各委員の採点順位 1 位の数が多い企画提案者を受託候補者に選定する。
- (3) 各委員の採点順位 1 位の数が多い提案者が 2 以上となった場合は、全委員の採点を合計した点数の最も多い提案者を受託候補者に選定する。
- (4) 全委員の採点を合計した点数の最も多い提案者が 2 以上となった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - ア 評価項目（運営体制・実施計画）の点数が最も高いものを最優秀提案事業者とする。
 - イ アも同点の場合は、見積書の金額が低い者を最優秀提案事業者とする。
- (5) 各委員の採点において、60 点を最低基準とし、それ以上の点数を得た提案者の中から最優秀提案事業者を決定する。
- (6) 最低基準点以上の者がいなかった場合は、最優秀提案事業者の決定は行わない。

5 審査結果の通知

- (1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。
 - ア 受託候補者
 - イ 評価点数
 - ウ 受託候補者にあっては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があった日から7日以内までの休日を除く、午前8時30分から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参に限る。

（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和7年10月14日（火）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査の経過及び審査員

第11 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託予定者と本業務について協議を行い、内容について合意の上、本業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

免除する。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

後払いとする。

第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
プロポーザル実施要領の公表	令和7年7月25日（金）
参加表明書の提出	令和7年7月25日（金）から 令和7年8月18日（月）まで
質問書の提出期限	令和7年8月4日（月）まで

参加資格要件確認結果通知	令和7年8月22日（金）予定
企画提案書提出期限	令和7年9月12日（金）まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年9月19日（金）予定
審査結果の通知	令和7年9月26日（金）予定
契約締結	令和7年10月下旬予定

第13 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。